

令和3年度大磯町教育委員会第1回定例会議事録

1. 日時 令和3年4月22日(木)
開会時間 午前9時30分
閉会時間 午前10時40分
2. 場所 大磯町保健センター1階保健指導室
3. 出席者 熊澤久 教育長
濱谷海八 教育長職務代理者
曾田成則 委員
トーリー二葉 委員
大槻直行 教育部長
瀬戸克彦 町民福祉部長
波多野昭雄 学校教育課長
柳田美千代 子育て支援課長
谷河かおり 生涯学習課長
國見徹 生涯学習課郷土資料館長
佐藤聡 生涯学習課図書館長
北水慶一 歴史・文化担当主幹兼郷土資料館副館長
添田健 学校教育課主幹兼教育指導係長
片野剛志 学校教育課学校給食担当係長
田中恵子 (書記) 学校教育課副課長兼教育総務係長
4. 欠席者 なし
5. 傍聴者 0名
6. 付議事項
議案第1号 大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員の委嘱について
議案第2号 大磯町社会教育委員の委嘱について
議案第3号 大磯町図書館協議会委員の任命について
7. 協議事項
協議事項第1号 小学校給食調理業務等委託について
8. 報告事項
報告事項第1号 令和3年度学級編制及び教職員の配置状況について
報告事項第2号 大磯町教育施設等長寿命化計画(学校教育施設)について
報告事項第3号 大磯町青少年指導員の委嘱について
報告事項第4号 町立大磯幼稚園の民営化による公私連携型認定こども園への移行について
9. その他

(開 会)

教育長) 皆様、おはようございます。本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから、令和3年度大磯町教育委員会第1回定例会を開催いたします。

本日の会議の内容ですが、付議事項3件、協議事項1件、報告事項4件でございます。

本日は4名全員出席しておりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項の規定により、定例会は成立いたしました。

現在、傍聴を希望される方が見えておりませんが、希望者が見えたら、大磯町教育委員会会議規則第12条及び第17条の規定により、傍聴を許可したいと思います。

【令和2年度第12回定例会の議事録の承認】

教育長) それでは、はじめに「令和2年度第12回定例会議事録」の承認をお願いします。

「令和2年度第12回定例会議事録」は、お手元に配付しました内容のとおりでよろしいでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、「令和2年度第12回定例会議事録」については、ご承認いただいたものといたします。

【教育長報告】

教育長) 続いて、教育長報告をさせていただきます。

～ 4月1日から4月21日までの公務を報告 ～

教育長) 諸行事につきましては執行状況表のとおりです。

今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

次に、3月定例会から本日までの間に、教育長に委任された事務で重要なものに関する事、専決した事項に関する事についての報告はございません。

本日の報告は、以上でございます。

【議案第1号 大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員の委嘱について】

教育長) それでは、議事に入ります。はじめに、議案第1号『大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員の委嘱について』を議題といたします。書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第1号『大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員の委嘱について』、本文については省略させていただきます。令和3年4月22日提出、大磯町教育委員会教育長、熊澤久。

以上です。

教育長) それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第1号『大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員の委嘱について』、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員に欠員が生じたことから、「大磯町いじめ問題対策・調査委員会規則」第3条及び第4条の規定に基づく、新たな委員を委嘱するため、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第10号の規定に基づき、付議するものでございます。

詳細につきましては、学校教育課長が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

学校教育課長) 議案第1号『大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員の委嘱について』、補足説明をさせていただきます。

説明資料の1ページ、委嘱理由をご覧ください。

現在の大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員の任期は、令和元年7月1日から令和3年6月30日までの2年間となっております。8名で構成されております。

委員のうち弁護士として神奈川県弁護士会から田代幸氏が選任されておりましたが、神奈川県弁護士会における推薦任期満了に伴い欠員となりました。また、委員のうち町立小・中学校PTA代表者として大磯町立学校PTA連絡協議会より委員を推薦していただいておりますが、団体の役員改選に伴い委員が欠員となりましたので、大磯町いじめ問題対策・調査委員会規則第3条及び第4条の規定に基づき、前任者の補欠委員を新たに委嘱するため、教育委員会の承認を求めるものでございます。

説明資料の2ページから3ページは、いじめ問題対策・調査委員会の設置等に関する法令の抜粋でございます。このうち2ページの「大磯町いじめ問題対策・調査委員会規則」中、第4条に「任期途中で新たに追加した委員の任期は、他の委員の任期に合わせるものとする。」とありますので、今回、提案させていただく補欠委員につきましては、他の委員の任期に合わせ令和3年6月30日までとなります。

4ページは、今回の改選前における、いじめ問題対策・調査委員会委員の名簿でございます。そのうち氏名にアンダーラインをひいた委員が役員改選に伴い欠員となった方でございます。その他6名のいじめ問題対策・調査委員会委員についての変更はございません。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長) ただいま、事務局から説明がありました。ご質問、ご意見があればお願いいたします。

<質疑応答>なし

教育長) 質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。

議案第1号について、原案どおりご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第1号『大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員の委嘱について』は、原案どおりご承認いただいたものとします。

<結果>異議なく原案どおり可決

【議案第2号 大磯町社会教育委員の委嘱について】

教育長) 次に、議案第2号『大磯町社会教育委員の委嘱について』を議題といたします。書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第2号『大磯町社会教育委員の委嘱について』、本文については省略させていただきます。令和3年4月22日提出、大磯町教育委員会教育長、熊澤久。

以上です。

教育長) それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第2号『大磯町社会教育委員の委嘱について』、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、大磯町社会教育委員に欠員が生じたことから、「大磯町社会教育委員に関する条例」第4条の規定に基づく、新たな委員を委嘱するため、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第10号の規定に基づき、付議するものでございます。

詳細につきましては、生涯学習課長が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

生涯学習課長) 議案第2号『大磯町社会教育委員の委嘱について』、補足説明をさせていただきます。

説明資料の1ページ、委嘱理由をご覧ください。

現在の大磯町社会教育委員の任期は、令和2年10月1日から令和4年9月30日までの2年間となっております、11名で構成されております。

委員のうち家庭教育の向上に資する活動を行う者として、大磯町立学校PTA連絡協議会より委員の推薦をしていただいておりますが、団体の役員改選に伴い委員が欠員となりましたので、大磯町社会教育委員に関する条例第4条の規定に基づき、前任者の補欠委員を新たに委嘱するため、教育委員会の承認を求めるものでございます。

説明資料の2ページから3ページは、社会教育委員の設置、委嘱の基準等に関する法令の抜粋でございます。このうち2ページの「大磯町社会教育委員に関する条例」の条文中、第4条第3項に「委員に欠員が生じたときは、補欠委員を委嘱する。」とあります。また、同じく第4項に「補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。」とありますので、今回、提案させていただく補欠委員につきましては、前任者の残任期間である令和4年9月30日までとなります。

4ページに社会教育委員の名簿を添付させていただいております。そのうち氏名にアンダーラインをひいた委員が役員改選に伴い欠員となった方でございます。なお、その他10名の社会教育委員についての変更はございません。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長) ただいま、事務局から説明がありました。ご質問、ご意見があればお願いいたします。

<質疑応答>なし

教育長) 質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。

議案第2号について、原案どおりご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第2号『大磯町社会教育委員の委嘱について』は、原案どおりご承認いただいたものとします。

<結果>異議なく原案どおり可決

【議案第3号 大磯町図書館協議会委員の任命について】

教育長) 次に、議案第3号『大磯町図書館協議会委員の任命について』を議題といたします。書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第3号『大磯町図書館協議会委員の任命について』、本文については省略させていただきます。令和3年4月22日提出、大磯町教育委員会教育長、熊澤久。以上です。

教育長) それでは、事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

教育部長) 議案第3号『大磯町図書館協議会委員の任命について』、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、大磯町図書館協議会委員に欠員が生じたことから、「大磯町立図書館の設置、管理等に関する条例」第9条の規定に基づく、新たな委員を任命するため、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第10号の規定に基づき、付議するものでございます。

詳細につきましては、図書館長が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

図書館長) 議案第3号大磯町図書館協議会委員の任命について補足説明いたします。

説明資料の1ページをご覧ください。大磯町図書館協議会委員の任期は、令和2年9月1日から令和4年8月31日までの2年間となっており、6名で構成されております。そのうち学校教育の関係者として、大磯町立校長会から大磯小学校長が選任されておりましたが、選任学校の異動に伴い、欠員となりましたので、大磯町立図書館の設置、管理等に関する条例第9条の規定に基づき、前任者の補欠委員として任命したので、教育委員会の承認を求めるものでございます。

2ページ目をお開きください。委員の選出については大磯町立図書館の設置、管理等に関する条例により学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命することとなっております。

議案のページにお戻りください。令和3年度の異動に伴い、国府小学校長に委員をお願いするものです。なお、任期は、令和4年8月31日までとなります。

説明資料の3ページ目は、今回の改選前における図書館協議会委員の名簿でございます。氏名にアンダーラインがある方が、今回改選する委員です。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育部長) ただいま、事務局から説明がありました。ご質問、ご意見があればお願いいたします。

<質疑応答>なし

教育部長) 質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。

議案第3号について、原案どおりご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育部長) 異議なしの声がありましたので、議案第3号『大磯町図書館協議会委員の任命について』は、原案どおりご承認いただいたものとします。

<結果>異議なく原案どおり可決

【協議事項第1号 小学校給食調理業務等委託について】

教育部長) 続きまして、協議事項に移ります。協議事項第1号『小学校給食調理業務等委託について』、事務局より説明をお願いします。

学校教育課長) 協議事項第1号『小学校給食調理業務等委託について』、補足説明いたします。

小学校給食調理業務等委託につきましては、昨年10月の定例会において、給食調理業務の現状、委託に向けた背景などについて、ご報告させていただきました。本日は、委託期間、契約方法、事業者の選定方法について説明をさせていただきます。

1ページをご覧ください。はじめに、「1 経過」でございます。現在、小学校の給食運営は、大磯小学校、国府小学校ともに学校敷地内の給食施設において、自校方式にて、町の給食調理員が調理等を行う直営方式で行っております。

この給食調理員については、大磯町第4次定員適正化計画において、退職不補充を原則とし、民間活力を活用した業務委託の方向性が示されているところがございます。令和3年度末で、国府小学校の再任用職員が退職を迎えるため、令和4年度から国府小学校の給食調理業務等を委託で行う、というものでございます。

委託を行う内容は、食材の検収作業、調理、配膳、片付け、洗浄、清掃等を予定しております。なお、学校給食の献立作成、栄養管理、食材の選定、発注等は引き続き町の栄養教諭、栄養士が行います。

続いて、「2 委託期間」でございます。委託期間につきましては、安定した給食を継続的に提供するため、他市町の状況を参考にし、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間としたいと考えております。

次に、「3 契約方法」でございます。令和4年4月からの業務実施に際し、開始前に委託業者の準備期間を十分に確保する必要があるため、本契約に関しては債務負担行為を設定する方法を採用したいと考えております。

「4 委託事業者の選定方法」でございます。委託事業者の選定方法については、近隣市町の実績を参考にし、入札において一番安価な価格を提示した事業者と契約を行う一般的な入札の方法を採用したいと考えております。

最後に、「5 今後の予定」でございます。令和3年9月の町議会定例会において、債務負担行為の設定を行い、10月に入札、契約の締結を行い、その後、委託業務開始に向けた準備を行い、令和4年4月から国府小学校において給食調理業務の委託を開始いたします。

補足説明は、以上となります。

教育長) ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いします。

<質疑応答>

濱谷委員) 委託期間、そして委託事業者の選定方法のところで、近隣市・町を参考にしたというお話でございました。近隣の市・町のお名前、差し支えなければお教えいただきたいなと思います。

学校教育課長) 近隣市・町は、平塚市、伊勢原市、秦野市、小田原市、鎌倉市、南足柄市、大和市。それぞれ3年計画としております。

以上です。

濱谷委員) ありがとうございました。

それからもう1点、契約方法で、債務負担行為の設定をすると。その内容に関しては、委託業者の準備期間を十分に確保する必要があるということでしたけれども、もう少し具体的にお教えいただければありがたいなと思います。

学校教育課長) 国府小学校の給食委託、来年の4月1日から開始を予定しております。債務負担行為の設定をしまして、前年度中に委託業者と十分な調整を行い、4月1日からきちんと給食がスタートできるよう、債務負担行為を設定し、契約をさせていただくものです。以上です。

濱谷委員) ひとつ、きちんとしたスタートということをお願いをしたいと思います。以上です。

教育長) ほかにはいかがでしょうか。

トリー委員) 今回、国府小学校の再任用職員が任期満了ということで、とありますが、この先、大磯小学校のほうはいかがなんでしょうか。

学校教育課長) 大磯小学校についても職員の高齢化が進んでおりまして、令和6年度末で、大磯小学校についても定年退職します。予定としましては、大磯小学校については、令和7年度から国府小学校と同じような委託の形でやりたいと考えています。

今回、委託期間を3年にした理由は他市・町の状況もありますが、委託期間を3年としますと、令和7年度から、大磯小学校と国府小学校を同時に委託ができるということもありまして、契約期間を3年としたということです。

以上です。

トリー委員) ありがとうございました。

教育長) よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。

それでは、いただきましたご意見を踏まえて、業務を進めていきたいと思えます。

【報告事項第1号 令和2年度学級編制及び教職員の配置状況について】

教育長) 続きまして、報告事項に移ります。それでは、報告事項第1号『令和3年度学級編制及び教職員の配置状況について』、事務局より報告をお願いいたします。

学校教育主幹) 報告事項第1号『令和3年度学級編制及び教職員の配置状況について』、ご報告申し上げます。

資料の1ページをお開きください。令和3年4月5日現在の町立小・中学校の児童・生徒数、学級数になります。

はじめに、上段の表、小学校の普通学級の状況についてです。大磯小学校の児童数は847名で、前年度より16名の減、学級数は24で前年度比較2学級の減であります。国府小学校の児童数は599名で、前年度比較16名の減、学級数は18で、前年度と変更ありません。国府小学校生沢分校は、本年度は現状で在籍児童がおりませんが、年度途中の転入が想定されます。

続いて、下段の左側の表、中学校の普通学級の状況についてです。大磯中学校の生徒数は427名で、前年度より13名の増、学級数は12で前年度比較での増減はありません。国府中学校の生徒数は326名で、前年度より12名の減、学級数は9で、前年度比較での増減はありません。国府中学校生沢分校は、2年生が2名、3年生が3名で計5名、学級数は2で前年度比較での増減はありません。

続いて、下段、右側の表、特別支援学級の状況についてです。大磯小学校は前年度と比較して3名の増、学級数は6で前年度比較での増減はありません。国府小学校は前年度と比較して5名の増、学級数は4で前年度比較1学級の増です。大磯中学校は前年度と比較して3名の減、学級数は3で前年度比較での増減はありません。国府中学校は前年度と比較して1名の増、学級数は3で前年度比較1学級の増です。国府中学校生沢分校は前年度と比較して2名の増、学級数は2で前年度比較での増減はありません。

子育て支援課長) 引き続き、「令和3年度町立幼稚園等 園児数の状況」について報告させていただきます。資料は2ページ目になります。

まず、幼稚園ですが、大磯幼稚園の園児数は、令和2年度が98名、令和3年度92名で6名の減となっております。クラス数は、年少2・年中1・年長2、合計5クラスとなります。職員数は、園長1名、教頭1名、一般教諭5名で、うち1名が育休代替任期付職員となっております。その他に、会計年度任用職員として、満3児保育の担当が3名、教育支援員が9名、預かり保育士が2名、園務整備員1名がおります。教育支援員9名の内訳ですが、年少組の補助が2名、その他に支援が必要な園児への加配分として7名を配置しました。合計で22名ですが、支援員と預かり保育士を兼務している者が1名おりますので、実質21名の体制となっております。

次に、たかとり幼稚園の園児数は、令和2年度が82名、令和3年度は81名で1名の減となります。クラス数は、年少が2クラス、年中と年長が1クラスずつで、合計4クラスとなります。職員数は、園長1名、こちらは国府保育園と兼務となります。次に教頭が1名、一般教諭が4名です。その他に、会計年度任用職員として満3歳児保育担当が2名、教育支援員が6名、預かり保育士が3名、園務整備員1名となっております。教育支援員6名の内訳ですが、年少の補助が2名と、支援が必要な園児への加配分として4名を配置しています。合計で18名ですが、支援員と預かり保育士を兼務している者が2名おりますので、実質で16名の体制となります。

次に、公立2園の合計園児数です。令和2年度が180名、令和3年度は173名ですので7名の減となっております。クラス数につきましては、大磯幼稚園の年中が1減、たかとり幼稚園の年長が1減のため、全体で2クラス減の9クラスでの運営となります。教育支援員につきましては、子育て支援総合センターの巡回相談事業を担当している「子ども発達相談員」の臨床心理士と調整して、各園への割り振りを決めておりますので、その年の園児の状況により支援員の数が変更になっております。

次に保育園ですが、令和2年度が合計で77名、令和3年度が85名ですので8名の増となっております。クラス数は0歳児～5歳児まで各1クラスの合計6クラスです。職員の体制は、園長がたかとり幼稚園と兼務で1名、園長補佐が1名、一般保育士が28名で、うち24名のさらに内訳として、7名を任期付職員、17名を会計年度任用職員として任用しております。次に給食調理員は7名で、そのうち3名が任期付職員、4名が会計年度任用職員として任用しています。その他に会計年度任用職員の園務整備員が2名おり、全体として41名体制で令和3年度をスタートしております。

令和3年度の町立幼稚園等 園児数の状況についての説明は、以上です。

学校教育主幹) 続いて、3ページをお開きください。令和3年度大磯町立小・中学校教職員配置状況でございます。

公立学校の教職員の配置につきましては、児童・生徒数に応じて学級数が決まり、その学級数に応じて規定の数の教職員が県教育委員会から配置されます。また、規定外として、例えば、ティーム・ティーチングや外国語専科など指導方法の工夫改善を進めるための教員等が各学校に数名配置されますので、これらを合わせた教職員数が表の数字となっております。小学校全体では86名で、前年度と比べて増減はありません。中学校全体では67名で、前年度と比べて1名の増となっております。

令和3年度学級編制及び教職員の配置状況の説明は以上です。

教育長) ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問等があればお願いします。

<質疑応答>なし

【報告事項第2号 大磯町教育施設等長寿命化計画（学校教育施設）について】

教育長) 次に、報告事項第2号『大磯町教育施設等長寿命化計画（学校教育施設）について』、事務局より報告をお願いいたします。

学校教育課長) このたび、大磯町教育施設等長寿命化計画のうち、学校教育施設に関する部分を策定いたしましたので、ご報告させていただきます。

計画書の1ページをお開きください。第1章では、本計画の背景・目的について説明しております。1-1背景と課題の本文の2行目に記載しておりますが、本町が所有する建築施設の約5割が学校教育施設であり、築40年を経過した施設の老朽化が深刻な問題となっております。こうした状況は大磯町に限ったことではなく、全国的な

課題となっていることから、文部科学省は、教育施設を長寿命化していく上で、維持・更新等に係る予算が特定の年度に集中することのないよう、財政負担の平準化を図るため、長寿命化計画を令和2年度末までに策定するよう、県・市町村に指導を行っている状況がございました。

しかしながら、本町では、中学校給食施設を自校方式で建設する検討を進めていたこともあり、老朽化する施設の改修を切り離して考えることが難しかった状況から、計画策定が完了しておりませんでした。その後、令和2年度に入りまして、中学校給食施設建設準備会や教育委員会等で検討を重ねた結果、中学校給食は自校方式とすることを決定しつつも、いつ建設するか等については、長寿命化計画を策定した上で、検討していくという方向性となったため、担当課としては、文科省からの通知に従い、令和2年度中に学校教育施設の部分の計画を完了すべく、昨年12月議会で補正予算を承認いただき、計画策定に入った次第であります。

目次の部分をご覧ください。本計画の構成についてご説明いたします。第1章では、先ほどご説明いたしました本計画の背景・目的等を記載しております。第2章では、教育施設等の目指すべき姿を記載しております。第3章では、教育施設等の実態としまして、計画策定にあたり委託した事業者において、目視による劣化状況調査を行い、さらには過去の修繕履歴や躯体の健全度などから老朽化状況を把握した内容を記載しております。第4章では、第2章での目指すべき姿を踏まえ、今後の整備方針を記載しております。第5章では、改修等を行う際の整備水準を記載しております。第6章では、第1章から5章までを踏まえ、改修等の優先順位、実施計画について記載しております。第7章では、本計画に基づき施設整備を推進するためにはPDCAサイクルを確立していくことを記載しております。

以上のような構成で本計画を策定しておりますが、この構成は、文部科学省が『学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書』というものを平成29年3月に作成しており、この解説書に準拠する形で作成しております。そのため、計画書の詳細説明については割愛させていただきますが、一部、かいつまんで説明させていただきます。

計画書の21・22ページをお開きください。ここでは、小中学校4校の建物を31棟で列記し、劣化状況評価結果として示しています。この中で、22ページの一番上の大磯中学校の1号館について確認いただきたいのですが、長寿命化判定の欄で唯一「要調査」という位置づけがされました。これは、構造躯体の健全性、コンクリートの圧縮強度が基準以下となったためですが、文科省の見解としても、「要調査」は直ちに不安定な状況になることを意味するものではないものの、長寿命化を目指すのであれば必要な調査を実施することが望ましく、位置づけとしては大規模修繕や改築を検討する対象施設となったことを示しております。

続いて38・39ページをお開きください。本計画は、上位計画である「大磯町公共施設等総合管理計画」が令和28年度までを計画期間としていることから、終期を合わせ、26年間の計画期間としております。左側の38ページには、長寿命化を図る上で築60年が大規模改修時期であることから、2041年度に大規模修繕等が集中してしまうことを示しており、特定の年度に集中することのないよう、右側の39ページは、施設の維持・更新等にかかる予算を26年間で平準化した場合をグラフ化しております。

39ページのグラフの下に記載しておりますが、学校施設は老朽化だけでなく、様々な課題があります。5年後には小学校全学年を35人以下学級編制とする必要もあり、ただちに教室が不足するというものではありませんが、生活様式も変化しておりますので、トイレの洋式化、バリアフリーに配慮した整備、教室の広さの確保や、特別支援教育や個別指導に伴う教室不足、特別教室への空調の整備などの課題を検討していく必要がございます。

最後に、40・41ページをお開きください。この計画は、今後、必要な施設整備を行う際に文科省からの補助金等を確保していく必要があることから、あくまでも文科省の解説書に基づき、必要な項目を網羅すべく策定したものでありますが、41ページのフォローアップの部分で、PDCAサイクルによるマネジメントサイクルを確立することが重要であると記載しております。

本日、教育委員会定例会でご報告をさせていただきましたが、今後、4月26日に町議会において福祉文教常任委員会勉強会が開催されるため、同勉強会で報告を予定しております。なお、学校長へは、一昨日の経営者会議で報告し、町とも情報を共有しておりますことを報告させていただきます。今後は、保護者や地域住民等からの意見も捉えた中で、学校教育施設の在り方、整備等を検討し、進めていく予定であります。

最後に、本計画策定の委託業務期間については、本年の6月30日までとしています。

本日報告いたしました学校教育施設以外の教育施設、幼稚園や社会教育施設の計画を現在進めており、今後、教育施設全体の計画として策定してまいります。

説明は以上となります。

教育長) ただいま、事務局から報告がありました件につきまして、ご質問等があればお願いします。

曾田委員) 計画についてはよく分かりました。ただ、長寿命化計画の話が出てきたのが昨年のある時期からで、こういう大きな問題が出て参りましたので、今後、給食の問題はどうなっていくのかという問題もありますけれども、学校の改築の動きが出てくるのは、いつ頃を予想されていますか。

教育部長) こちらの計画書のほうにもお示しをさせていただいているところですが、39ページの中段にグラフがございまして、その上に記載をさせていただいておりますが、改修等の具体的着手時期については2023年度、令和5年度からとするということで、そこを目指してございます。

以上です。

曾田委員) そうしますと、令和5年度ですけれども、これは計画に基づいてやっていますけれども、最初はどこから手を付けられるんでしょうか。

教育部長) 今、ここでやっとなら教育施設について、結果が出たところでございます。この結果を一つの検討材料にいたしまして、これから学校関係者、あるいは教育委員会、それから保護者、各学校の関係団体等含めて、そこを十分に協議していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

曾田委員) よく分かりました。じゃあ、まだこれからいろいろ議論をしていくという段階と理解してよろしいんですね。分かりました。

教育長) ほかに。

濱谷委員) これから検討されていくということですが、37ページのところに、優先順位ランクというものがございまして、優先順位で1番、2番、こういうふう書いてあるんですけれども。この優先順位全部の中から検討か、1位の中で検討ですか、具体的にお話しいただければと思います。

教育部長) 今ご質問がございました37ページの優先順位のつけ方につきましては、36ページのほうに解説を記載させていただいております。全体の中でこういう結果となり、今回、特に我々がしたかったというか、しなければいけなかった劣化状況調査、あるいは学校の健全度のところを専門家に見ていただいた結果であると思っております。

優先順位については、やはり建築年数であるとか、今までの改修の仕方、そういったものも反映されてございます。

今我々が検討しているところは、大きく分けると、地区を大磯と国府に分けて考える必要があるだろうというふうには考えているところでございますが、先ほど言ったとおり、この順位付けも含めるところではあります、大きく全体の中で検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

濱谷委員) 分かりました。ありがとうございます。

また話が元に戻ってしまうんですけども、目視をされたということで、当然、業者がおやりになったんですけども、業者はどここの業者か、教えていただければと思います。

教育部長) この計画を作った業者になりますけれども、株式会社オリエンタルコンサルタンツでございます。

濱谷委員) ありがとうございます。

教育長) ほかにいかがでしょうか。

トリー委員) 要望ですけれども、給食の時もそうだったんですけど、確かにしっかりと検討していただくのが大事なんです、検討、検討でまたこれがずるずる、ずるずると計画がどんどん後ろに倒れないように、くれぐれも実行していただきたいと、これは強く要望いたします。よろしく願いいたします。

教育長) よろしいでしょうか。

濱谷委員) 基本的な、初歩的な質問で、教えていただければありがたいんですけども、第4章は教育施設等の基本的な方針ということで、23 ページに記載されていますけれども。

整備の方針の安全性は、施設マネジメントの在り方を検討していく、それから感染症対策の話、そしてその中に網戸の設置を進めていく。快適性のところでは、ユニバーサルデザインの視点を持って、トイレの洋式化、バリアフリーを配慮した整備等々、あとは、猛暑対策としての体育館に順次エアコンの整備等。このように学校整備の方針がここに記載されておりますけれども、先ほど、この大規模修繕の部分が始まっていくのが、令和5年度でしたよね。そこから手を付けていくというお話しでありましたけれども、この今お話ししたこの方針に書かれてある網戸の設置、あるいはトイレの洋式化等々、こういうことは、やはり令和5年度以降ということになるという解釈でよろしいでしょうか。

教育部長) あくまでも、金額の部分につきましては、町の中でもある一定のルールがございます。例えば、総合計画に認定された事業に対しては何百万円以上というようなルールもございますし、今濱谷委員からお話しがあったとおり、何が何でも全てを令和5年度からだということではなくて、今我々が考えているところは、施設の躯体等に関わる大規模な修繕であるとか、改善については少なくとも令和5年度から始めたい。その他のトイレの洋式化等であるとか、日常的に優先順位の高いものについては、学校等からの要望もありますので、そういった部分については、一般的な修繕というような形の中で、なるべく早く進めていきたいというのが担当課の考えでございます。

以上でございます。

濱谷委員) ありがとうございます。多分これからいろいろな部署の中でお話しをしていくと、多分このところが、躯体というのは令和5年度からのスタートと。

そして、多分お子様たちをお預けになっていらっしゃる保護者の視点というのは、躯体は関係ないよと。とにかく、今の教育環境という視点を持ちながら、この長寿命化計画をお考えになるのかなと思いますので、まさに今、教育部長が言われた視点で、各担当部・課の中でもお話しをしていただければよろしいかなというふうに思います。ありがとうございました。

教育長) ほかにはいかがでしょうか。

今のご意見を十分踏まえて努力していきたいと思います。

【報告事項第3号 大磯町青少年指導員の委嘱について】

教育長) 次に、報告事項第3号『大磯町青少年指導員の委嘱について』、事務局より報告をお願いいたします。

生涯学習課長) 報告事項第3号『大磯町青少年指導員の委嘱について』、説明をいたします。裏面をご覧ください。

大磯町青少年指導員は、青少年の健全な育成に資する取組みを行い、地域における活動への青少年の参加を促進するとともに、社会教育指導者層の充実を視野に入れて設置されております。

現在、10名の委員の委嘱をさせていただいておりますが、新たに2名を4月1日付にて委嘱させていただきましたことから、報告するものでございます。青少年指導員名簿をご覧ください。アンダーラインをひいた委員が、4月1日付けで委嘱した委員でございます。その他8名の青少年指導員についての変更はございません。

報告は以上でございます。

教育長) ただいま、事務局から説明がありましたが、ご質問等があればお願いします。

<質疑応答>なし

教育長) よろしいでしょうか。

【報告事項第4号 町立大磯幼稚園の民営化による公私連携型認定こども園への移行について】

教育長) 次に、報告事項第4号『町立大磯幼稚園の民営化による公私連携型認定こども園への移行について』、事務局より報告をお願いいたします。

子育て支援課長) 『町立大磯幼稚園の民営化による公私連携幼保連携型認定こども園への移行について』、報告させていただきます。

大磯幼稚園の民営化につきましては、令和3年2月18日に開催されました第11回の本定例会におきまして、その方向性についてご説明させていただき、委員の皆様から色々ご意見をいただきました。特に皆様の共通のお考えとして、『認定こども園化の方向性についての異論はないが、保護者へ丁寧に説明をし、理解を得ることに努めてほしい』とのご意見をいただいたところです。

本日の資料では、「1 大磯町立大磯幼稚園の公私連携幼保連携型認定こども園移行にかかる経過」として、前回ご意見を伺いました第11回教育委員会定例会以降の状況を取りまとめましたので、ご報告させていただきます。

まず、3月9日ですが、大磯幼稚園 PTA より、「大磯町立幼稚園の認定こども園化に関する保護者説明会の開催についての公開質問状について」提出がありました。この質問状の内容ですが、その日の午後に予定している「大磯幼稚園の保護者を対象と

した説明会」の出席者について、元々の開催予定であった1月12日の説明会申込者のみに限定しないでほしいという要望が記載された質問状でありました。これについては、3月9日のほか、他日程で同様の説明会を開催するという旨を回答させていただきました。

次に、3月9日の午後13:00から、大磯幼稚園を利用中の保護者を対象に説明会を開催しております。こちらは保護者20名が参加され、認定こども園移行の方向性についてご説明させていただきました。

次に、3月22日に、説明会に参加したくてもできなかった保護者がいるかもしれないので、再度在園保護者を対象とした説明会をしてほしいという3月9日の公開質問状に記載された要望を受け、この日、大磯幼稚園を利用中の保護者を対象とした説明会を開催しましたが、参加者は3月9日にも参加した方4名のみで、改めて民営化の内容を説明する必要がなかったため、参加した保護者の要望に基づき質疑応答のみを行いました。

最後に、3月29日ですが、町の政策会議において、今までの検討結果、保護者への説明状況を説明し、「大磯町立大磯幼稚園の公私連携幼保連携型認定こども園化の方向性について」協議を行った結果、令和2年3月に策定しました「第2期大磯町子ども笑顔かがやきプラン」に位置付けた「町立幼稚園を令和6年度に幼保連携型認定こども園1園移行」の方向性の具体策として、対象園を「大磯幼稚園」とし、手法としては、「公私連携幼保連携型認定こども園」として民営化することを政策決定いたしました。

次に、資料の下段部分「2 令和3年度教育委員会定例会における認定こども園移行にかかる予定案件」について説明させていただきます。

今後の付議事項としては2件ございます。1件目が大磯幼稚園定員数の変更を行うため、「大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正」を行います。また、大磯幼稚園の廃園を行うため、「大磯町立の中学校等の設置に関する条例の一部改正」を予定しております。また、令和6年度の民営化に向けて、委託事業者を決定していく作業としまして、「事業者募集・選定の方法等」を、その都度、協議・報告させていただく予定であります。

担当課としましては、今まで様々な会議等においていただいた意見、また、保護者の方が持っている民営化への不安を解消するために、今後も、逐次、町の動きについて報告をするとともに、今後進めていく事業者選定などにおいては保護者の方にも多くご参加いただき、民営化への移行を丁寧に進めていきたいと考えております。

報告は、以上です。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いします。

濱谷委員) では、私から一言だけ、感謝を申し上げます。我々教育委員のほうも、保護者にも丁寧な説明をしていただきたいたいというお話しをし、十分理解をし、実行をしていただけました。報告を受けました。ありがとうございます。令和6年に認定こども園の移行ということで、大変ありがたかったと思います。ご苦労様でした。

教育長) 他にはよろしいでしょうか。

【報告その他】

教育長) 次に「その他」について、何かございますでしょうか。

町民福祉部長) 追加でお配りしました資料に基づきまして、新型コロナウイルスワクチンの高齢者向けの優先接種について、ご説明をさせていただきます。

前回の事務連絡調整会議において概要を少しお話させていただいた内容の詳細が決まりましたので、ご報告させていただきます。

まず、高齢者向けの優先接種ですので、今回対象となりますのが、65 歳以上の高齢者の方、約 1 万 1,500 人を対象に接種のほうを行ってまいります。接種券と、また予約方法につきましては、まずは重症化リスクの高い 75 歳以上の方約 6,300 人を対象に、4 月 24 日に接種券・予約受診表等をお送りするような形になりまして、75 歳以上の方の予約を先に 5 月 1 日から開始させていただきます。

続きまして、65 歳から 74 歳までの方、こちらの方につきましては、接種券等を 5 月 7 日以降に発送いたしまして、受付は順次という形になりますので、75 歳以上の方に 1 週間ほど早く予約ができるような形で進めていきたいというふうに考えております。

実際の予約につきましては、コールセンターかインターネット等で行っていただくようになります。また、町内の医療機関にかかりつけの先生がいる方につきましては、先生のほうで受付できる枠も持っている先生がいますので、そちらにお問い合わせいただくような形となっております。

実際の接種方法、開始時期につきましては、大磯町につきましては集団接種と個別接種の 2 種類の方法で行っていきます。まず、集団接種につきましては、5 月 23 日から開始いたしまして、会場につきましては、大磯町の保健センターと国府小学校の体育館となっております。また、個別接種につきましては、町内の 11 の医療機関で、1 週間遅れまして 5 月 31 日から接種が開始できるようにということで、現在のところ進めております。

また、教育委員会につきましては、今回、高齢者向けの接種自体は国府小学校となりますけれども、学校等について、大変ご協力いただいたことを感謝いたしております。

また、この後につきましても、65 歳以下の方の接種のほうが続きますので、そちらにつきましては、また別の小学校、中学校の体育館等をお借りすることもあると思いますので、またご協力をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ご報告は以上となります。

教育長) 何かございますか。よろしいでしょうか。

各委員) なし。

教育長) それでは、事務局からお願いします。

■事務連絡

教育部長) 次回の教育委員会定例会は、5 月 20 日木曜日、午前 9 時 30 分から本庁舎 4 階第 1 会議室で開催予定でございます。なお、午後は大磯幼稚園、サンキッズ国府を訪問する予定となっておりますので、よろしく願いいたします。

教育長) それでは、以上をもちまして、令和 3 年度大磯町教育委員会第 1 回定例会を閉会いたします。お忙しい中、長時間に渡りご審議いただきまして、ありがとうございました。お疲れさまでした。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

令和3年5月20日

教 育 長 熊 澤 久

教育長職務代理者 濱 谷 海 八

委 員 曾 田 成 則

委 員 ト ー リ ー 二 葉